

別紙 「とくしま住生活未来創造計画(第3次徳島県住生活基本計画)」の進捗状況

視点	基本的な施策・成果指標(KPI)	指標値等				進捗状況(平成28年度～令和3年度見込み)			
		現況値	時点	目標値	時点	県における主な取組/KPI現状値	(国における主な取組/KPI全国値)	(市町村等における主な取組)	
視点1 災害に強い住環境の構築	(1)「命を守る」対策の促進等	①耐震性を有しない住宅の耐震改修等の促進					○「徳島県耐震改修促進計画」について、令和2年度から改定に着手(令和3年度改定予定)	○地方公共団体を対象に、「防災・安全交付金」等による財政支援を実施	○県と連携して、住宅所有者等への改修費補助や、戸別訪問等の普及啓発活動を実施
	②耐震化に係る多様な支援策の展開					○住宅所有者等への改修費補助を実施 ・平成30年度に補助率・補助限度額を拡充 【補助率】2/3→4/5 【補助限度額】60万→110万(感震プレーカー分10万円含む)			
	③「命を守る」住まい方の普及促進					○令和2年度からは、耐震改修への動機付けとして、IoT等を活用した「住まいのスマート化」への支援を併せて実施			
	④耐震化に係る相談体制の整備や技術者の育成					○「耐震出前講座」や「パネル展」の開催、HPや広報誌での補助制度の周知など、普及啓発活動を実施			
	⑤県産材の活用や工期・経済性に配慮した耐震改修工法の普及促進					○「徳島県建築士会」や「徳島県建築士事務所協会」等の関係団体と連携した「耐震相談所」の設置や、建築士や大工・工務店等を対象とした「技術者養成講習会」など、消費者が安心して耐震改修等を行うことができる環境を整備			
	(2)「地域を守る」対策の促進等	①老朽危険空き家・空き建築物の除却の促進				○空き家所有者等への除却費や空き家判定費用の補助を実施 ・老朽化の程度が一定の基準を満たし、かつ地震時等に道路を閉塞するおそれのある空き家が対象	○地方公共団体を対象に、「防災・安全交付金」等による財政支援を実施 (「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」によるブロック塀対策支援を含む)	○「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「空家等対策計画の策定」や「特定空家等に対する勧告等の措置」を実施	
	②住宅対策総合支援センターを核とした市町村支援の加速					○「住宅対策総合支援センター(徳島県住宅供給公社)」において、次の対策等を実施 ・老朽化の程度等を調べる「空き家判定士」の養成 ・ワンストップ型の「空き家相談窓口」を設置 ・「特定空家等対策マニュアル」を作成		○老朽危険空き家について、県と連携して、所有者等への除却費や空き家判定費用の補助を実施	
	③適正管理の促進による老朽危険空き家等の発生抑制					○耐震診断義務付け建築物(大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物等)をはじめとする民間建築物について、所有者等への診断・改修費補助を実施		○「住宅対策総合支援センター」と連携し、出張専門相談会を開催	
	④避難路や緊急輸送路の確保に係る安全対策の促進					○危険ブロック塀について、所有者等への除却・改修費補助を実施		○緊急輸送道路沿いの建築物をはじめとする民間建築物について、県と連携して、所有者等への診断・改修費補助を実施	
	⑤公営住宅の活用等による地域の防災力の向上					○県営住宅の津波避難ビル指定について、平成28年度に1団地3棟を追加で指定(合計で24団地96棟、収容人数は約1万7千人)		○危険ブロック塀について、県と連携して、所有者等への除却・改修費補助を実施	
	(3)災害が発生した場合の住宅の確保	①「応急仮設住宅供給マニュアル」の深化				○応急仮設住宅の建設に関し、「(一社)日本木造住宅産業協会」と協定を締結(令和元年5月。県として3団体目)	○「応急危険度判定」に関し、平成28年の「熊本地震」における「応急危険度判定」から得られた知見を活かし、全国協議会で作成している「判定マニュアル」を、平成30年に改訂	<建築・建設関係団体> ○徳島県建築士会において、国による「住宅ストック維持・向上促進事業」を活用し、平成29年度から、被災時を含めた専門家による住宅相談体制の構築・充実に取り組む	
	②徳島の気候風土に根ざした「循環型徳島モデル」の構築・推進					○木材の備蓄や再利用にも配慮した「徳島県木造応急仮設住宅モデル(循環型徳島モデル)」を、平成28年度に設計。 平成29年度には、実物による建設・解体の実証実験を実施	○「宅地建物取引業法施行規則」の一部改正により、重要事項説明の対象項目として、「水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地の説明」が追加(令和2年8月施行)		
	③民間住宅を含めた住宅供給体制の構築					○民間賃貸住宅等を活用した「みなし仮設住宅」について、令和3年度、「供給マニュアル」を整備するとともに、応急仮設住宅として利用できる可能性がある物件の「事前リスト」の作成に着手	○災害リスクの高い区域における住宅の立地抑制を図るため、住宅の新築に対する補助金の対象地域から「災害危険区域」を除外する等の対応を実施(令和3年度予算)		
	④被災建築物応急危険度判定の実施体制の強化					○地震で被災した建築物を応急的に調査する「応急危険度判定」について、「判定士」の養成に加え、令和2年度からは「判定コーディネーター」の養成を開始(全市町村で最低1名は確保) また、全国協議会版を参考にした「徳島県版・判定マニュアル」を、令和2年度に整備			
KPI	耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	77%	H25	100%	R2	82%(平成30年)	87%(平成30年)		
	空家等対策計画を策定した市区町村数	0市町村	H27	24市町村	R7	24市町村(令和2年度) ※進捗率 100%	1,208市町村(令和元年度) ※進捗率 69%		
	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約30ha	H27	概ね解消	R2	5.2ha(令和2年度) ※進捗率 80%	約4,450ha(平成27年度) →約2,220ha(令和2年度) ※進捗率 50%		
	老朽危険建築物の除却戸数(補助件数累計)	294戸	H27	2,000戸	R7	1,678戸(令和2年度) ※進捗率 84%			

視点	基本的な施策・成果指標(KPI)		指標値等				進捗状況(平成28年度～令和3年度見込み)		
			現況値	時点	目標値	時点	県における主な取組/KPI現状値	(国における主な取組/KPI全国値)	(市町村等における主な取組)
視点2 地方創生の推進	(1)空き家の利活用等の促進	①戦略的な空き家等の利活用の促進					<p>○空き家を「地域の交流拠点」や「移住者向け住宅」として活用する市町村や住宅所有者等を対象に、改修費や空き家判定費用への補助を実施</p> <p>○「住宅対策総合支援センター(徳島県住宅供給公社)」において、次の対策等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化の程度等を調べる「空き家判定士」の養成 ・市町村の「空き家バンク」等を通じた空き家の取引を支援する「空き家コーディネーター」の養成 ・ワンストップ型の「空き家相談窓口」を設置 ・空き家活用のきっかけづくりとして「DIYワークショップ」を開催 <p>○従来の役割を終えた「リタイアインフラ」である「印刷工場」をリノベーションする「awa臨港プロジェクト」において、活用に向けたアイデアを募る「設計コンペ」を実施</p>	<p>○「全国版空き家・空き地バンク」について、平成30年4月から運用を開始</p> <p>○地方公共団体等を対象に、「空き家対策総合支援事業」等による財政支援を実施(「先駆的空き家対策モデル事業」等による、専門家養成や相談体制の充実等への支援を含む)</p> <p>○既存ストックの活用が進むよう、「建築基準法」を改正し、用途変更に係る手続きや防火基準を合理化(令和元年6月ほか施行)</p>	<p>○福祉・交流等の拠点づくりのために空き家・空き建築物を活用</p> <p>○民間の不動産情報サイトでの流通が困難な空き家等の流通を支援するため、「空き家バンク」を運用</p> <p>○神山町において、将来的に空き家になる可能性がある住宅を事前登録し、空き家になった際には町が活用を支援する「お家長生きプロジェクト」を実施</p> <p>○県と連携して、住宅所有者等への改修費補助を実施</p> <p>○「住宅対策総合支援センター」と連携し、出張専門相談会を開催</p>
		②移住・定住のための住まいや拠点づくりの促進							
		③住宅対策総合支援センターを核とした市町村等の支援の加速							
	(2)県産木材による良質な木造住宅の振興等	①木造住宅の生産に関わる者の連携等による木造住宅の建設や県産木材利用の促進				<p>○川上から川下までの木造住宅に関する民間団体等が参画する「徳島県木造住宅推進協議会」を通じて、木造住宅建設の担い手となる大工技能者の育成、設計・施工業者等の木造に関する知識向上への支援等を実施</p> <p>○県営住宅「新浜町団地」建替事業において、令和元年6月に施行された建築基準法の改正により可能となった「あらかわしの木造4階建て」による県営住宅を、全国に先駆けて実現する「awaもくよんプロジェクト」を実施(令和4年度に竣工予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計事業者の選定にあたっては「設計コンペ」を実施 ・「とくしま木造建築学校」等において、県内外の設計・施工業者や木材関係の事業者を対象に、プロジェクト内容を広く紹介 	<p>○「燃えしろ設計」による「あらかわしの木造4階建て」が可能となるよう、「建築基準法」を改正(令和元年6月施行)</p> <p>○「木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業」等により、大工技能者の育成に取り組む団体等への財政支援や、中高層建築物の木造化に取り組む設計者の技術力向上への支援を実施</p> <p>○「地域型住宅グリーン化事業」等により、地域の中小工務店による省エネ性能等に優れた木造住宅の供給や、先導的な木造建築物の整備への財政支援を実施</p>	<p>○阿南市において、木造の公営住宅(春日野団地)、地域優良賃貸住宅(伊島団地)を整備</p> <p><建築・建設関係団体></p> <p>○国による「大工技能者等の担い手確保・育成事業」を活用し、若手を中心とした大工技能者の育成に取り組む(フレッセ:平成29年度～、徳島県木の家地域協議会:令和2年度～)</p> <p>○建築関係4団体(徳島県建築士会、徳島県建築士事務所協会、日本建築家協会徳島地域会、日本建築学会徳島支所)において、木造住宅や木造建築を担う建築技術者の育成等に取り組む「とくしま木造建築学校」を開講(平成28年度～)</p>	
		②現代的な課題や新技術に対応できる技術者の育成							
		③公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進							
	(3)美しい街なみや良好な居住環境の形成促進	①美しい街なみ等を活かしたまちづくりの促進				<p>○平成29年度に、地方創生部局と連携して「徳島県『古民家、蔵等地域に残る歴史的資源を活用した地方創生』推進協議会」を設置し、県内市町村が古民家等を活用したまちづくりに取り組む際の参考にもらうため、「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」を作成</p> <p>○徳島県住宅供給公社と連携して、国の「先駆的空き家対策モデル事業」を活用し、公社が過去に分譲した戸建て住宅団地(竜王団地)において、モデル的に「現状把握」や「空き家流通促進に向けた支援策の検討」等を実施</p>	<p>○地方公共団体や民間事業者等の関係者が調査・意見交換等を行う「住宅団地再生連絡会議」を、平成29年1月に設立</p> <p>○地方公共団体等を対象に、「住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)」等により、地域のまちづくり活動や、既存ストックを活用した施設整備等への財政支援を実施</p>	<p>○三好市において、「街なみ環境整備事業」等を活用し、歴史的風致の維持向上に取り組む</p> <p>○牟岐町「出羽島」における漁村集落の町並みについて、平成29年2月、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定</p>	
		②まちづくり方針等に則した住まいづくり、まちづくりの促進							
		③既存住宅団地におけるまち・コミュニティの維持・再生の促進							
	KPI	空き家判定士による利活用可能な空き家の判定件数(2次調査累計)	—	H27	400件	R7	133件(令和2年度) ※進捗率 33%		
		福祉・交流等の拠点づくりに空き家等を活用する市町村数(計画期間中)	—	H27	24市町村	R7	16市町村(令和2年度) ※進捗率 67%		
		新築の木造住宅における認定長期優良住宅の割合	13.2%	H26	22%	R7	19.3%(令和2年度) ※進捗率 69%		

視点	基本的な施策・成果指標(KPI)	指標値等				進捗状況(平成28年度～令和3年度見込み)			
		現況値	時点	目標値	時点	県における主な取組/KPI現状値	(国における主な取組/KPI全国値)	(市町村等における主な取組)	
視点3 安心して暮らせる住生活の実現	(1)高齢者等が自立して暮らすことができる住生活の実現	①住宅対策総合支援センターを核とした地域のまちづくりと調和した高齢者向け住宅の供給促進等					○「高齢者住まい法」に基づく「都道府県高齢者居住安定確保計画」として、「徳島県あんしん居住推進計画」を、平成30年3月に策定	○「高齢期の健康で快適な暮らしのための住宅改修ガイドライン」について、平成31年3月に公表	○美馬市、三好市、海陽町において、「生涯活躍のまち」の形成に取り組む(三好市においては、「生涯活躍のまち形成事業計画(平成30年12月)」で、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の年齢要件を緩和)
	②高齢者等にやさしい住環境の整備					○バリアフリー化された住宅と生活支援サービスを組み合わせた「サービス付き高齢者向け住宅」について、福祉部局と連携し、立入検査等により適正な運営について指導・監督	○福祉事業者等を対象に、「サービス付き高齢者向け住宅」の整備への財政支援や税制優遇を実施		
	③高齢者等に対応した公営住宅等の供給等の推進					○住宅所有者等向けの「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」において、耐震改修と併せて行う「高齢化対応リフォーム」についても支援	○民間向けの「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等の補助事業において、補助額の加算当により、「三世帯同居」や「近居」を誘導		
	④家族や地域コミュニティ等による生活支援を円滑にするための施策の推進					○県営住宅「新浜町団地」建替事業(awaもくよんプロジェクト)において、旧住棟の跡地等を活用し、高齢社会に対応した福祉機能等を備えた周辺施設整備を予定	○地方公共団体等を対象に、公営住宅等の改修等と併せた高齢者福祉施設等の整備について、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施		
(2)子育て世帯等が安心して暮らせる住生活の実現	①子育て世帯等に適した民間住宅の供給促進					○県営住宅「新浜町団地」建替事業(awaもくよんプロジェクト)において、旧住棟の跡地等を活用し、若年代が居住し続けるための機能等を備えた周辺施設整備を予定	○「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(案)」について、平成30年12月に公表	○阿南市における「新婚世帯等向けの地域優良賃貸住宅(伊島団地)」の整備や、神山町における「子育て・働き盛り世代等向けの賃貸住宅(大埜地の集合住宅)」の整備など、子育て世帯等向けの住宅対策を実施	
	②公営住宅団地等を活用した地域の生活支援・多世代交流機能の充実					○公営住宅入居者の募集に際し、ひとり親世帯や多子世帯を対象とした優先入居枠の設定や、収入・連帯保証人に係る入居要件の緩和を実施	○住宅金融支援機構による「フラット35子育て支援型」の実施や、民間向けの「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等の補助事業における補助額の加算等により、「近居・同居」を誘導	○「フラット35子育て支援型」の活用について、7市町村で住宅金融支援機構と協定を締結(令和2年9月現在)	
	③地域優良賃貸住宅の供給等による居住水準の向上					○住宅関連団体が集まる会議等の機会に、住宅関連事業者を対象として、「徳島県安全で安心なまちづくり条例」に基づく「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を周知	○地方公共団体等を対象に、公営住宅等の改修等と併せた子育て支援施設等の整備について、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施		
	④防犯に配慮した住まいや住環境の形成						○「人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」による補助対象に、「子育て世帯向け住宅の整備」を追加(令和3年度予算)		
(3)住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保	①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居の促進等					○「住宅セーフティネット法」に基づく「都道府県賃貸住宅供給促進計画」として、「徳島県あんしん居住推進計画」を、平成30年3月に策定	○「住宅セーフティネット法」を改正し、低額所得者等の「住宅確保要配慮者」を受け入れる民間賃貸住宅である「セーフティネット住宅」の登録制度を創設(平成29年10月施行)	○全市町村(住宅・福祉部局等)が「徳島県居住支援協議会」に参加	
	②「公営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅等ストックの適切な維持更新等					○低額所得者等の「住宅確保要配慮者」を受け入れる民間賃貸住宅である「セーフティネット住宅」の登録について、不動産業者等に働きかけ	○「居住支援協議会」や「居住支援法人」、セーフティネット住宅の改修に取り組む賃貸住宅の所有者を対象に、財政支援を実施	○「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅・改良住宅ストックの維持・更新を実施(徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、三好市においては、平成28年度～令和2年度の間に、公営住宅の建替事業を実施)	
						○新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した者の居住の安定確保ため、「セーフティネット住宅」の入居者を対象とした家賃の減額を支援する制度を創設(令和2年度4月補正予算)	○一定の要件を満たす「家賃債務保証業者」の登録制度を、平成29年10月に創設		
						○「公営住宅長寿命化計画」に基づき、県営住宅の「建替事業(awaもくよんプロジェクト)」や、屋上・外壁改修、設備の耐震性向上といった「ストック総合改善事業」を実施	○公営住宅の供給や、セーフティネット住宅の供給促進に取り組む地方公共団体を対象に、「社会資本整備総合交付金」等による財政支援を実施		
KPI	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.2%	H26	4%	R7	2.6%(令和2年度) ※進捗率 22%	2.1%(平成26年)→2.5%(平成30年)		
	高齢者居住安定確保計画を策定した市町村数	—	H27	24(12)市町村	R7(R2)	0市町村(令和2年度) ※ 県版の「高齢者居住安定確保計画」を策定(平成30年3月)			
	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	39%	H25	75%	R7	40%(平成30年) ※進捗率 3.0%	41%(平成25年)→42%(平成30年)		
	子育て世帯(18歳未満が含まれる世帯)における誘導居住面積水準達成率	51%	H25	60%	R7	51%(平成30年) ※進捗率 -4.2%	42%(平成25年)→42%(平成30年)		
	最低居住面積水準未達率	2.7%	H25	解消	R7	2.6%(平成30年) ※進捗率 3.8%	4.2%(平成25年)→4.0%(平成30年)		

視点	基本的な施策・成果指標(KPI)		指標値等				進捗状況(平成28年度～令和3年度見込み)		
			現況値	時点	目標値	時点	県における主な取組/KPI現状値	(国における主な取組/KPI全国値)	(市町村等における主な取組)
視点4 ストック活用型市場への転換の加速	(1)リフォーム等の促進による住宅ストックの質の向上	①リフォームの促進による既存住宅ストックの質の向上の加速					<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修や空き家リノベーションを中心に、「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」等による財政支援を実施 ○「(一社)住宅リフォーム推進協議会」等との連携により、事業者向けのリフォームセミナーを実施 ○分譲マンションの管理の適正化に資するため、「徳島県宅地建物取引業協会」と連携し、令和2年度から「マンション実態調査」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の要件を満たす「住宅リフォーム事業者団体」の登録制度を運用 ○民間事業者等を対象に、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等により、省エネ性能や耐久性向上に資する住宅改修等への財政支援を実施 ○分譲マンションの管理の適正化を推進するため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正し、「管理計画認定制度」等を創設(令和2年6月公布。2年以内施行)(「マンション管理適正化・再生推進事業」により、実態調査等の取組を支援) 	<ul style="list-style-type: none"> <建築・建設関係団体> ○徳島県宅地建物取引業協会において、国による「マンション管理適正化・再生推進事業」を活用し、県と連携して、令和2年度から「マンション実態調査」を実施
		②適切な点検や修繕の実施による住宅の長寿命化の促進							
	(2)既存住宅の価値を高める制度の普及	①インスペクション等の活用による消費者への情報提供の促進					<ul style="list-style-type: none"> ○「空き家判定士」がインスペクションを行った空き家について、県が設置し、「住宅対策総合支援センター」が管理する「空き家バンク」に掲載し、活用希望者に向けて情報提供 ○「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、省エネ性能や耐久性に優れた「長期優良住宅」の認定事務を実施 ○「徳島県木造住宅推進協議会」のネットワークを活用し、国の補助事業等の情報について、県内の住宅関連事業者に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存住宅の取引を媒介する際に、宅建業者が、「建物状況調査(インスペクション)」について情報提供を行うよう、「宅地建物取引業法」を改正(平成30年4月施行) ○インスペクションを行う技術者である「既存住宅状況調査技術者」を養成する講習団体の登録制度を、平成29年2月に創設 ○インスペクションの実施など、一定の要件を満たす既存住宅と取り扱う団体を登録する「安心R住宅」制度を、平成29年12月に創設(「住宅ストック維持・向上促進事業」により安心R住宅の流通を支援) 	
		②資産として継承できる良質な住宅の供給促進							
		③良質な住宅を建設等する際の負担軽減施策の周知							
	(3)環境負荷に配慮した住生活の促進等	①住宅ストックの省エネルギー性能の向上の加速					<ul style="list-style-type: none"> ○「建築物省エネ法」に基づき、一定規模以上の建築物について、省エネ基準への適合状況の審査を実施 ○省エネ基準への適合に関し、伝統的構法の住宅などの「気候風土適応住宅」に係る特例措置について、平成30年度から「特定措置の必要性の検討」や「特例措置の対象となりうる住宅仕様の調査」等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「建築物省エネ法」の改正により、省エネ基準への適合や届出義務の対象となる建築物の範囲を拡大 併せて、伝統的構法の建築物等の承継のため、省エネ基準への適合を求めない「気候風土適応住宅」の認定に係るガイドラインを公表(平成28年3月) ○民間事業者等を対象に、「地域型住宅グリーン化事業」等により、省エネ性能や耐久性に優れた住宅の新築等への財政支援を実施 ○省エネ性能に優れた住宅の新築や、一定の要件を満たす既存住宅の購入者を対象に、商品や追加工事と交換できるポイントを発行する「グリーン住宅ポイント制度」を、令和2年度第3次補正予算で創設 	<ul style="list-style-type: none"> <建築・建設関係団体> ○徳島県木造住宅生産体制強化推進協議会(事務局:フレッセ)において、国による「住宅建築技術高度化・展開推進事業」等を活用し、省エネ住宅の設計・施工に関する講習会を実施
		②再生可能エネルギーの導入等による環境負荷の低減							
		③徳島県における気候風土適応住宅に係る指針策定							
	KPI	既存住宅の流通シェア	8.9%	H25	20%	R7	13.1%(平成30年) ※進捗率38%	※ 国KPI:既存住宅流通の市場規模 3.6兆円(平成25年)→4.5兆円(平成30年)	
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合		4.3%	H25	8%	R7	4.2%(平成30年) ※進捗率-3.5%	※ 国KPI:リフォームの市場規模 7.1兆円(平成25年)→7.1兆円(平成30年)		

視点	基本的な施策・成果指標(KPI)	指標値等				進捗状況(平成28年度～令和3年度見込み)		
		現況値	時点	目標値	時点	県における主な取組/KPI現状値	(国における主な取組/KPI全国値)	(市町村等における主な取組)
視点5 住宅政策を支える市場環境の整備	(1)住生活産業を支える人材の育成	①大工技能者等の確保や伝統的な技能を継承する場の創出				<p>○川上から川下までの木造住宅に関する民間団体等が参画する「徳島県木造住宅推進協議会」を通じて、木造住宅建設の担い手となる大工技能者の育成を実施【再掲】</p> <p>○「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」、「耐震診断員」など、各種支援事業の実施や普及啓発にあたり、所要の知識・能力を持った民間技術者に施策の担い手となってもらう仕組みを導入</p>	<p>○「木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業」等により、大工技能者の育成に取り組む団体等への財政支援や、中高層建築物の木造化に取り組む設計者の技術力向上への支援を実施【再掲】</p> <p>○民間事業者等を対象に、「サステナブル建築物等先導事業(次世代住宅型)」等により、IoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた取組への支援を実施</p> <p>○建築物の「3次元の形状情報」と使用材料等の「属性情報」を併せ持つ建築情報モデルである「BIM」の推進を図るため、「建築BIM推進会議」を、令和元年6月に設置</p>	<p>○徳島市において、「徳島市住生活基本計画」を改定(平成30年3月)</p> <p><建築・建設関係団体></p> <p>○徳島県建築士会と県との間で、「地域の安全・安心の向上」や「地方創生の推進」等に関する「包括連携協定」を、平成30年5月に締結</p> <p>○国による「大工技能者等の担い手確保・育成事業」を活用し、若手を中心とした大工技能者の育成に取り組む(フレッセ:H29～、徳島県木の家地域協議会:R2～)【再掲】</p>
		②民間事業者が住宅政策の担い手として活躍する仕組みの構築						
		③外部の専門家等と地域住民等との協働の促進						
		④住宅ストックビジネス等の活性化の推進						
	(2)安心して住宅を取得等できる市場環境の整備	①リフォーム等に係る相談体制の整備等の推進				<p>○耐震化や空き家利活用を中心に、事業者団体とも連携しながら、消費者向け相談窓口の設置や、イベントにおける出張相談会を実施</p> <p>○「(一社)住宅リフォーム推進協議会」等との連携により、市町村や消費生活センターの職員のスキルアップに資する「窓口相談者向けセミナー」を実施</p> <p>○これから住宅を所得する消費者向けに、家づくりに関する「スケジュール」や「費用」、「手続」等の基礎知識について、わかりやすくまとめた「とくしま住まいづくりガイドブック」を作成(令和2年1月)</p>	<p>○民間事業者等を対象に、「住宅ストック維持・向上促進事業」により、消費者向けの相談体制の構築・充実に向けた取組への財政支援を実施</p>	<p><建築・建設関係団体></p> <p>○徳島県建築士会において、国による「住宅ストック維持・向上促進事業」を活用し、平成29年度から、被災時を含めた専門家による住宅相談体制の構築・充実に取り組む【再掲】</p>
		②消費者が必要な情報に容易にアクセスできるよう、わかりやすい広報・情報提供を推進						
	(3)県民の理解・協力の基礎となる住育等の推進	①次代を担う若年者に向けた「住育」の推進				<p>○「徳島県木造住宅推進協議会」や会員団体と連携して、「ゆとりある住生活フェア」の開催や、職業体験イベントへの出展により、来場する子どもたちに大工仕事を体験してもらう等の活動を実施(農林部局や「木づかい県民会議」参加団体等が実施する「木育」活動とも連携)</p> <p>○「徳島県建築士事務所協会」等と連携して、県内の高校において出前講座を行い、設計事務所や大工・工務店の仕事について紹介</p> <p>○「(一社)住宅リフォーム推進協議会」等との連携により、住宅リフォームを検討している消費者向けのリフォームセミナーを実施</p> <p>○「フレッセ」の協力による徳島県庁「すだちくんテラス」での耐震シェルターの実物展示や、コンペにおける動画を活用した事業PRなど、よりイメージが膨らむ普及啓発を実施</p>	<p>○賃貸住宅の管理業者(サブリース業者を含む)の登録制度である「賃貸住宅管理業者登録制度」について、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」により法制化(令和2年6月公布。1年以内施行)</p>	<p>○徳島市等において、徳島県建築士会等とも連携しながら、子ども向けのまちづくりセミナー等を実施</p>
		②経済活動を行う層に向けた「住育」の推進						
		③消費者等に施策イメージを持ってもらうための取組の推進						
		④林業関係者と連携した「木育」の推進						
KPI	既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵担保保険に加入した住宅の割合	3.6%	H26	20%	R7	11.3%(令和元年) ※進捗率 47%	5%(平成26年)→12%(平成30年)	